

お知らせ Information

●阿久比町遺児手当受給者は「現況届」提出が必要になりました

「阿久比町遺児手当」は、ひとり親家庭などの生活の安定と児童の健全育成のために手当を支給する制度です。制度改正により平成 25 年 8 月から、手当受給者は現況届の提出が必要となりました。

支給要件を満たしているかを確認し、引き続き手当の支給ができるかどうかを審査するため、毎年 8 月に現況届を提出していただきます。

現況届が未提出の場合、翌月から手当の支給が停止されます。期日までに提出してください。正当な理由がなく現況届を 2 年間提出しない場合は、受給資格の認定が取り消されることがあります。

■提出期限 8 月30日(金)

■届け出に必要なもの

- ▽遺児手当現況届
- ▽認印

※ 受給者の方の状況によっては、その他の書類を別途提出していただく場合があります。

提出・問い合わせ先

子育て支援課子育て支援係
☎(48)1111(内226)

●児童扶養手当・愛知県遺児手当の現況届を提出してください

8 月は現況届提出月です。

提出が必要な方には、既に用紙を送付しています。現況届が未提出の場合、手当の支給が停止されます。期日までに提出してください。

■提出期限 8 月30日(金)

提出・問い合わせ先

子育て支援課子育て支援係
☎(48)1111(内226)

●所得状況届・現況届の提出をしてください

次の各手当を受給している方は、引き続き手当を受けるために所得状況届、現況届の届出が必要です。

期日までに提出してください。

■届け出が必要な対象手当

- ①愛知県在宅重度障害者手当
- ②特別障害者手当
- ③障害児福祉手当
- ④経過的福祉手当
- ⑤特別児童扶養手当

■提出期限 9 月10日(火)

提出・問い合わせ先

【①～④の手当に関すること】

住民福祉課社会福祉係

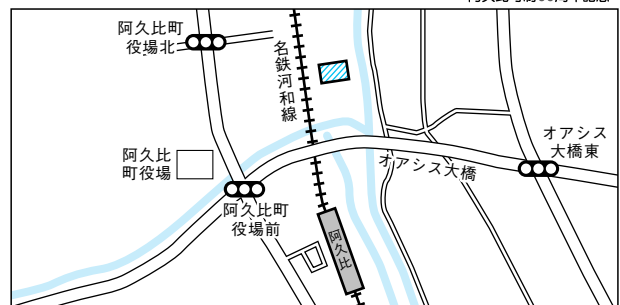
☎(48)1111(内346)

【⑤の手当に関すること】

子育て支援課子育て支援係

☎(48)1111(内226)

見頃です「田んぼアート」



町制 60 周年を記念して実施した「田んぼアート」が見頃を迎えました。オアシスセンター北東約 200メートルにある水田(約2,800平方メートル)に、「ウメ」と「ウグイス」が浮かび上がっています。

オアシス大橋の北側歩道や、名鉄電車の車窓からご覧いただけます。田んぼアートは、9 月下旬まで楽しむことができます。

6 月24日の田植え作業には、実行委員会を構成する農業関係者の団体や町議会議員の皆さんのほか、英比小学校の 5・6 年生児童も参加しました。

古代米の稲をおゆずりします

田んぼアートで使用した古代米(紫稲・黒の部分)の稲を無料でお譲りします。

「フラワーアレンジメント」などの観賞用やクラフト用で、ご利用ください。(食用には向きません。)

稲は、必要量を自身で刈り取りしていただきます。一人一束

(ひと抱え)までで、刈り取りを予定している稲が無くなり次第、終了となります。稲刈り用の鎌を持参してください。

■配布(作業)日

8 月21日(水)、22 日(木)

■時 間 午前 9 時～午前11時

※ 小雨決行・荒天中止

■場 所 田んぼアート実施場所(大字卯坂字丸の内地内)

■問い合わせ先

産業観光課農政係

☎(48)1111(内227)